

令和3年度

埼玉県立坂戸高等学校 PTA・後援会

総 会 資 料

令和3年5月29日

【 目 次 】

1 議 案

- (1)第1号議案 令和2年度事業報告・専門委員会活動報告 P1～P4
- (2)第2号議案 令和2年度決算報告・監査報告 P5～P7
(PTA会計・後援会会計・冷暖房会計決算書)
- (3)第3号議案 令和3年度PTA・後援会役員選出 P8
- (4)第4号議案 令和3年度事業計画(案) P9
- (5)第5号議案 令和3年度予算(案) P10～P12
(PTA会計・後援会会計・冷暖房会計予算書)
- (6)第6号議案 PTA会則改定と地区編成の変更 P13

2 参考資料

- (1) PTA会則 P14
- (2) PTA専門委員会細則 P16
- (3) 後援会会則 P17～18
- (4) PTA・後援会会計規程、慶弔規定 P19
- (5) 後援会大会派遣費支出規程、冷房費会計及び使用期間等について P20

第1号議案

令和2年度 埼玉県立坂戸高等学校 PTA・後援会事業報告

～ 令和2年 ～

- 4月 7日 (火) 入学式
- 4月18日 (土) 坂戸地区5校PTA連絡会議 →中止
- 4月24日 (金) PTA・後援会会計監査
- 5月 9日 (土) 新旧 本部会会議 →中止
- 5月26日 (火) 埼玉県高等学校PTA連合会西部支部総会 →中止
- 5月30日 (土) 第1回PTA・後援会理事会及び総会 HR懇談会 →中止
- 6月 6日 (土) 第2回PTA・後援会理事会
- 6月15日 (月) 埼玉県高等学校PTA連合会総会・研究協議会 →中止
- 6月 下旬 入間北部地区小中高等学校生徒指導委員会及び西入間地区学校警察連絡協議会 →中止
- 6月27日 (土) 坂戸地区6校PTA交流第事業 (於:坂戸高校) →中止
- 7月3日 (金)～4日 (土) 関東地区高等学校PTA連合会大会 群馬大会 →中止
- 7月20日 (月) 広報誌「さかこう」第123号発行
- 8月20日 (木)～21日 (金) 全国高等学校PTA連合会大会 島根大会 →中止
- 8月29日 (土)～8月30日 (日) 文化祭PTAバザー →中止
- 9月19日 (土) 第3回PTA・後援会理事会
- 10月24日 (土) 坂戸高校創立50周年記念式典 → 次年度へ延期
- 10月10日 (土) 埼玉県高等学校PTA連合会西部支部役員等研修会 →中止
- 11月17日 (火) 埼玉県高等学校PTA連合会専門委員会研修会 →中止
- 12月 上旬 西入間地区学校警察連絡協議会担当者研修会 →中止

～ 令和3年 ～

- 1月 9日 (土) 第4回PTA・後援会理事会 →中止
- 3月12日 (金) 広報誌「さかこう」第124号発行
- 3月18日 (木) 第5回PTA・後援会理事会 入学許可候補者説明会

(専門委員会ごとの主な活動)

子どもの進学を考える会	2回/年	(進路指導委員会)
広報誌発行	2回/年	(広報委員会)
講習会(ハーバリウム作り)	1回/年	(1・2学年委員会)
卒業を祝う会	1回/年	(3学年委員会)

「 1・2学年 」委員会活動報告		
月	行事・活動内容	総括
4月		<p>講習会「ハーバリウム作り」では、書面配布で通知をいただいたが、保護者に連絡が伝わっていなかった。本部会・理事会で再度アナウンスをしたところ、参加者が増えた。</p>
5月		
6月	6日 第2回 本部・理事・専門委員会 内容) 活動内容の説明・役割分担	
7月		
8月		
9月	19日 第3回 本部・理事・専門委員会 内容) 講習会について打ち合わせ	
10月	10日 PTA 後援会 講習会 「ハーバリウムづくり」	
11月	PTA 後援会 校外研修会 → 中止	
12月		
1月	9日 第4回 本部・理事・専門委員会 → 中止	
2月		
3月	18日 第5回 本部・理事・専門委員会 (新1年役員選出、交通費の支給など)	

「 3学年 」委員会活動報告		
月	行事・活動内容	総括
4月		<p>今年度は、(前年の委員長と)直接の引き継ぎを受けることができず、昨年の資料を見ながら活動がスタートした。手探りの事も多く、難航した。</p> <p>コサージュ発注では、予備品の必要について確認すべき。多少、多めに発注したが、予備として3個無料で入っていた。(無料の)予備があるかどうかを業者に確認すべき。</p>
5月		
6月	6日 第2回 本部・理事・専門委員会 内容) 卒業を祝う会の企画・分担	
7月		
8月		
9月	19日 第3回 本部・理事・専門委員会 内容) 卒業を祝う会の立食形式での実施を中止と代案の検討、コサージュの選定	
10月	24日 コサージュの検品・仕分け作業	
11月		
12月		
1月	9日 第4回 本部・理事・専門委員会 → 中止 オンライン会議(記念品・花束の選定)	
2月		
3月	12日 卒業式 内容) 記念品の贈呈	

「進路」委員会活動報告		
月	行事・活動内容	総括
4月		<p>コロナ禍の為、進路行事が中止または縮小した。次年度の役員に進路委員会の活動について引き継ぎをした。</p>
5月		
6月	6日 第2回 本部・理事・専門委員会 内容) 進路指導主事講和・係分担	
7月		
8月		
9月	19日 第3回 本部・理事・専門委員会 内容)・進路指導主事講和 ・「子どもの進学を考える会」役割分担	
10月		
11月	1日 第1回「子どもの進学を考える会」実施 1年・3年 会場開催 2年 動画配信 7日 大学見学会 → 中止	
12月		
1月	9日 第4回 本部・理事・専門委員会 → 中止	
2月	第2回 子どもの進学を考える会 → 1・2学年 動画配信予定	
3月	18日 第5回 本部・理事会・専門委員会 内容) 次年度委員長の選出	

「生徒指導」委員会活動報告		
月	行事・活動内容	総括
4月		<p>「さわやか登校運動」「文化祭交通整理」など担当行事が全て中止となり、次年度への引き継ぎが難しい。</p>
5月		
6月	6日 第2回 本部・理事・専門委員会 18日 第1回 さわやか登校運動 → 中止	
7月		
8月		
9月	17日 第2回 さわやか登校運動 → 中止 19日 第3回 本部・理事・専門委員会	
10月		
11月	5日 第3回 さわやか登校運動 → 中止	
12月		
1月	9日 第4回 本部・理事・専門委員会 → 中止	
2月		
3月	18日 第5回 本部・理事会・専門委員会 内容) 次年度委員長の選出	

「 広報 」委員会活動報告		
月	行事・活動内容	総 括
4月		<p>年間を通して、コロナ対策による各行事の中止・延期になり、例年通りの事業進行ができなかった。しかしながら、多くの方から協力があり、年間2回の広報誌発行ができたことに感謝している。</p> <p>受験生の親である3学年保護者にとって、コロナ禍での活動及び3学期の活動は負担に感じた。次年度は、3学期の活動は1・2学年の役員を中心に活動すると翌年への引き継ぎも含めて良いと感じた。</p> <p>今後も感染症対策の為、大人数での会議が困難になることが予想される。事前に、役員同士で連絡先の交換をしておく、活動が円滑になると感じた。</p>
5月		
6月	6日 第2回 本部・理事・専門委員会 内容) 広報誌123号の企画・編集(1回)	
7月	広報誌123号の企画・編集(3回)	
8月	7日 広報誌「さかこう」123号発行	
9月	19日 第3回 本部・理事・専門委員会 内容) 広報誌124号の企画・編集(1回)	
10月	広報誌124号の企画・編集(1回)	
11月	広報誌124号の企画・編集(1回)	
12月	広報誌124号の企画・編集(2回)	
1月	9日 第4回 本部・理事会・専門委員会 → 中止 広報誌124号の企画・編集(3回予定)	
2月	5日 最終稿	
3月	12日 広報誌「さかこう」124号発行 18日 第5回 本部・理事会・専門委員会 内容) 次年度委員長の選出	

埼玉県立坂戸高等学校PTA会計 決算書

1. 収入の部

(単位:円)

項目	予算額	収入済額	比較増減額	摘要
会費	3,862,500	3,864,000	1,500	生徒月300円×延12,120人 職員年3,000円×76人
雑収入	11	36	25	預金利子等
繰越金	2,974,689	2,974,689	0	前年度より
合計	6,837,200	6,838,725	1,525	

(※1)

2. 支出の部

(単位:円)

項目	予算額	流用増減額	予算現額	支出済額	残額	摘要
事務費	450,000	0	450,000	170,170	279,830	総会資料・退任役員記念品・カレンダー等
会議費	240,000	0	240,000	43,530	196,470	総会・理事会経費等
慶弔費	220,000	0	220,000	158,330	61,670	慶弔規定による支出
負担金	800,000	0	800,000	576,710	223,290	埼玉高P連会費・全国高P連会費等
旅費	600,000	0	600,000	270,370	329,630	県・関東・全国PTA大会役員旅費
地区活動費	400,000	0	400,000	43,988	356,012	地区活動補助
学年活動費	900,000	0	900,000	230,543	669,457	学年活動補助
視察・研修費	750,000	0	750,000	0	750,000	研修旅行補助
専門委員会費	750,000	0	750,000	244,819	505,181	広報印刷・委員会活動費等
補助費	1,500,000	0	1,500,000	1,500,000	0	冷房機器更新時工事費補助50万円 50周年事業積立100万円
予備費	227,200	0	227,200	0	227,200	
合計	6,837,200	0	6,837,200	3,238,460	3,598,740	

(※2)

3. 収支差引

収入総額(※1) 6,838,725 円 - 支出総額(※2) 3,238,460 円 = 差引総額 3,600,265 円(令和3年度へ繰越)

上記のとおり報告いたします

令和3年4月21日

埼玉県立坂戸高等学校PTA会長

長井良憲

上記決算は、帳簿証拠書類等照合のうえ、監査の結果適正に執行されていることを認めます。

令和3年4月21日

監事

中本 桂子
渡辺 あや
奈子 友
田口 純子
安藤 広子

埼玉県立坂戸高等学校後援会会計 決算書

1. 収入の部

(単位:円)

項目	予算額	収入済額	比較増減額	摘要
会費	23,206,600	23,347,200	140,600	生徒月額1,900円 ×延12,288人
雑収入	56	134	78	預金利子等
繰越金	5,806,344	5,806,344	0	前年度より
合計	29,013,000	29,153,678	140,678	

(※1)

2. 支出の部

(単位:円)

項目	予算額	流用増減額	予算現額	支出済額	残額	摘要
総務費	2,300,000	0	2,300,000	1,333,217	966,783	
事務費	50,000	0	50,000	20,159	29,841	郵送料、事務用品等
会議費	50,000	0	50,000	5,000	45,000	会議費用
渉外費	400,000	0	400,000	144,845	255,155	学校PR経費等
負担金	1,800,000	0	1,800,000	1,163,213	636,787	高体連等団体負担経費
事業費	25,510,000	0	25,510,000	11,351,582	14,158,418	
旅費	1,800,000	0	1,800,000	189,361	1,610,639	役員旅費、職員旅費補助
振興助成費	7,100,000	0	7,100,000	3,587,480	3,512,520	各教科教材補助
部活助成費	3,000,000	0	3,000,000	2,702,490	297,510	部活動備品購入補助
部活指導費	800,000	0	800,000	1,490	798,510	部活動経費補助
行事費	1,200,000	0	1,200,000	372,764	827,236	各行事費用
進路指導費	1,800,000	0	1,800,000	1,384,565	415,435	進路用務補助、進学用書籍購入等
大会派遣費	3,210,000	0	3,210,000	2,420	3,207,580	全国大会等参加費用
図書整備費	1,800,000	0	1,800,000	1,033,185	766,815	図書館用書籍購入等
国際交流費	200,000	0	200,000	0	200,000	国際交流経費補助
施設整備費	2,100,000	0	2,100,000	1,112,760	987,240	施設修繕
環境整備費	2,500,000	0	2,500,000	965,067	1,534,933	環境整備、清掃等
周年行事積立金	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0	
積立金	1,000,000	0	1,000,000	1,000,000	0	50周年事業積立金
予備費	203,000	0	203,000	0	203,000	
予備費	203,000	0	203,000	0	203,000	
合計	29,013,000	0	29,013,000	13,684,799	15,328,201	

(※2)

3. 収支差引

収入総額(※1) 29,153,678 円 ー 支出総額(※2) 13,684,799 円 = 差引総額 15,468,879 円(令和3年度へ繰越)

上記のとおり報告いたします

令和3年4月21日

埼玉県立坂戸高等学校後援会会長

内田 勉

上記決算は、帳簿証拠書類等照合のうえ、監査の結果適正に執行されていることを認めます。

令和3年4月21日

監事

中本 桂子

渡辺 あや

原子 一彦

田口 純子

安藤 広子

令和2年度

埼玉県立坂戸高等学校冷房会計 決算書

1. 収入の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	収入済額	比較増減額	摘 要
会 費	12,214,000	12,288,000	74,000	生徒月額1,000円×延12,288人
雑 収 入	151	98	-53	預金利子等
繰 入 金	500,000	500,000	0	預金利子等
繰 越 金	8,151,549	8,151,549	0	前年度より
合 計	20,865,700	20,939,647	73,947	

(※1)

2. 支出の部

(単位:円)

項 目	予 算 額	流用増減額	予算現額	支出済額	残 額	摘 要
冷房機リース代	9,856,344	0	9,856,344	9,856,344	0	
冷房運転経費	2,500,000	0	2,500,000	2,301,952	198,048	
維持管理費	300,000	0	300,000	0	300,000	
積 立 金	7,500,000	0	7,500,000	7,500,000	0	
予 備 費	709,356	0	709,356	0	709,356	
合 計	20,865,700	0	20,865,700	19,658,296	1,207,404	

(※2)

3. 収支差引

収入総額(※1)		支出総額(※2)		差引総額
20,939,647 円	－	19,658,296 円	=	1,281,351 円(令和3年度へ繰越)
				積立金組替金 7,500,000 円
				通帳繰越額 8,781,351 円

上記のとおり報告いたします

令和3年4月21日

埼玉県立坂戸高等学校PTA会長

長井良憲

上記決算は、帳簿証拠書類等照合のうえ、監査の結果適正に執行されていることを認めます。

令和3年4月21日

監事

中本桂子
渡辺あや
原子一子
田口純子
安藤広子

令和3年度 P T A ・ 後援会役員 (案)

[P T A]

役 職		氏 名	支部・役職	学年
本 部	会 長	藤本 隆行	川越	2
	副会長	小山 聡子	坂戸	3
		眞野 美穂	鶴ヶ島・日高	3
		松本 千安紀	南部	3
		峰 稔浩	教職員 (教頭)	
		茂木 尚美	教職員 (教頭)	
		松本 千絵	東松山	2
	本部理事	松本 久美子	東松山	2
		小林 久美子	毛呂山・越生	2
		片野 千春	川越	2
		植山 マリナ	坂戸	1
		松本 陵汰	鶴ヶ島・日高	1
		岩崎 真由美	毛呂山・越生	1
		正木 綾子	南部	1
		監 事	安藤 広子	坂戸
	笠原 陽子		東松山	3
	中本 桂子		鶴ヶ島・日高	3
藤森 美紀	毛呂山・越生		1	
渡辺 あや	川越		3	
原子 美香	南部		3	
専門委員長	野澤 美由紀		生徒指導委員会	3
	高橋 千秋	進路委員会	3	
	下津谷 理恵	広報委員会	3	
	小林 康子	1・2学年委員会	2	
	江藤 友美	3学年委員会	3	

[後援会]

会 長	長井 良憲	令和元・2年度PTA会長
後援会副会長	植山 マリナ	令和元年度PTA副会長
	渡邊 ひとみ	
	平林 純美	
	清家 浩美	令和2年度PTA副会長
	小佐野 あかね	
	斉藤 亜紀	

[顧 問]

顧問	石川 清	坂戸市長
	内田 勉	(元P T A会長・後援会会長)
	松浪 健一郎	(元P T A会長・後援会会長)

令和3年度 埼玉県立坂戸高等学校 PTA・後援会事業計画 (案)

令和3年

- 4月 7日 (水) 入学式
- 4月中旬 坂戸地区5校PTA連絡会議 →来年度へ延期
- 4月21日 (水) 坂高PTA・後援会会計監査
- 5月 8日 (土) 坂高PTA・後援会 新旧本部会会議 → 中止
- 5月12日 (水) 西部支部高P連新旧本部会 (於:鳩山高校) → 中止
- 5月26日 (水) 西部支部高P連総会 (於:ラ・ボア・ラクテ) → 書面開催
- 5月29日 (土) 坂高 第1回PTA・後援会理事会・総会 HR懇談会 → 中止、書面開催
- 6月 5日 (土) 坂高 第2回PTA・後援会理事会
- 6月14日 (月) 埼玉県高P連総会・研究協議会 (於:埼玉会館 大ホール) → 書面開催
- 6月下旬 () 入間北部・西入間地区学校警察連絡協議会 (於:未定)
- 6月 坂戸地区6校PTA交流第事業 (於:坂戸高校) →来年度へ延期
- 7月 9日 (金)～10日 (土) 関東高P連研究発表会 山梨大会 (於:甲府市) → 中止
- 7月10日 (土) 坂高PTA大学見学会 → 中止
- 7月12日 (月) 第1回西部支部高P連役員会 (於:坂戸高校)
- 7月 日 () 広報誌「さかこう」第125号発行
- 8月24日 (火)～25日 (水) 全国高P連研究発表会 島根大会 (於:松江市 他)
- 9月 4日 (土)～9月5日 (日) 文化祭PTAバザー (やなぎ祭1日目準備、2日目販売)
- 9月10日 (金) 第2回西部支部高P連役員会
- 9月18日 (土) 坂高 第3回PTA・後援会理事会
- 10月13日 (水) 西部支部高P連研修会 (於:ウエスタ川越)
- 10月23日 (土) 坂戸高校創立50周年記念式典
- 11月 5日 (金)・19日 (金) 埼玉県高P連専門委員会研修会 (於:未定)
- 11月 6日 (土) 第1回子どもの進学を考える会
- 12月上旬 西入間地区学警連 連絡協議会研修会 (於:未定)

令和4年

- 1月 8日 (土) 坂高第4回PTA・後援会理事会
- 1月18日 (火) 第3回西部支部高P連役員会 (於:坂戸高校)
- 2月 5日 (土) 第2回子どもの進学を考える会
- 3月12日 (金) 広報誌「さかこう」第126号発行
- 3月12日 (金) 卒業式 卒業を祝う会
- 3月18日 (金) 坂高第5回PTA・後援会理事会 入学許可候補者説明会

(専門委員会ごとの主な活動予定)

- | | | |
|--------------|--------|----------------------|
| 学校行事の交通整理 | 2回/年 | (生徒指導委員会) |
| 生徒指導関係の研修会参加 | 3回/年 | (生徒指導委員会) |
| 子どもの進学を考える会 | 2回/年 | (進路指導委員会) |
| 広報誌発行 | 2回/年 | (広報委員会) |
| 講演会・講習会1回 | 1回/年 | (1・2学年委員会) |
| 校外研修会+大学見学会 | 1・2回/年 | (1・2学年委員会、進路指導委員会合同) |
| 卒業を祝う会 | 1回/年 | (3学年委員会) |

令和3年度埼玉県立坂戸高等学校PTA会計予算書(案)

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	前年度予算額	比較増(△)減額	摘要
会費	3,921,000	3,862,500	58,500	@300円×延12,300人・職員分@250円×延べ924人
雑収入	35	11	24	預金利子
繰越金	3,600,265	2,974,689	625,576	前年度から繰越
合計	7,521,300	6,837,200	684,100	

支出の部

(単位:円)

項目	予算額	前年度予算額	比較増(△)減額	摘要
総務費	1,710,000	1,710,000	0	
事務費	450,000	450,000	0	総会資料・退任役員記念品
会議費	240,000	240,000	0	総会・理事会経費等
慶弔費	220,000	220,000	0	慶弔規定による支出
負担金	800,000	800,000	0	埼高P連会費・全国高P連会費等
事業費	3,600,000	3,400,000	200,000	
旅費	800,000	600,000	200,000	県・関東・全国PTA大会役員旅費
地区活動費	400,000	400,000	0	地区活動補助
学年活動費	900,000	900,000	0	学年活動補助
視察・研修費	750,000	750,000	0	研修旅行補助
専門委員会費	750,000	750,000	0	広報印刷・委員会活動費等
補助費	500,000	500,000	0	
補助費	500,000	500,000	0	次期機器更新時の工事費補助50万円
予備費	1,711,300	1,227,200	484,100	
予備費	1,711,300	1,227,200	484,100	
合計	7,521,300	6,837,200	684,100	

上記のとおり提案します。

令和3年5月29日

埼玉県立坂戸高等学校PTA会長

令和3年度埼玉県立坂戸高等学校後援会会計予算書（案）

収入の部

(単位：円)

項目	予算額	前年度予算額	比較増(△)減額	摘要
会費	23,370,000	23,206,600	163,400	@1,900×延12,300人
雑収入	121	56	65	預金利子
繰越金	15,468,879	5,806,344	9,662,535	前年度から繰り越し
合計	38,839,000	29,013,000	9,826,000	

支出の部

(単位：円)

項目	予算額	前年度予算額	比較増(△)減額	摘要
総務費	3,300,000	2,300,000	1,000,000	
事務費	50,000	50,000	0	両替手数料等
会議費	50,000	50,000	0	理事会・役員会経費
渉外費	900,000	400,000	500,000	学校PR経費等
負担金	2,300,000	1,800,000	500,000	高体連等団体負担金
事業費	31,300,000	25,710,000	5,590,000	
旅費	2,000,000	2,000,000	0	旅費補助
振興助成費	7,500,000	7,100,000	400,000	各教科教材等補助
部活助成費	4,000,000	3,000,000	1,000,000	部活動備品購入補助
部活指導費	1,000,000	800,000	200,000	部活動経費補助
行事費	1,500,000	1,200,000	300,000	各行事費用
進路指導費	2,000,000	1,800,000	200,000	進路講演会補助、書籍購入補助等
大会派遣費	3,500,000	3,210,000	290,000	全国、関東大会等派遣費用
図書整備費	2,000,000	1,800,000	200,000	書籍購入等
国際交流費	200,000	200,000	0	国際交流経費補助
施設設備費	4,100,000	2,100,000	2,000,000	施設修繕・整備
環境整備費	3,500,000	2,500,000	1,000,000	環境整備、清掃等
周年事業積立金	0	1,000,000	△1,000,000	
積立金	0	1,000,000	△1,000,000	50周年事業積立金
予備費	4,239,000	373,000	3,866,000	
予備費	4,239,000	373,000	3,866,000	
合計	38,839,000	29,383,000	9,456,000	

上記のとおり提案します。

令和 3年5月29日

埼玉県立坂戸高等学校後援会長

令和3年度 埼玉県立坂戸高等学校冷房会計予算書（案）

収入の部

（単位：円）

項目	予算額	前年度予算額	比較増減(△)額	摘要
会費	12,300,000	12,214,000	86,000	@1,000円×延12,300人
雑収入	115	151	△36	預金利子
繰入金	500,000	500,000	0	P T A会計から
繰越金	8,781,351	8,151,549	629,802	前年度から繰り越し
合計	21,581,466	20,865,700	715,766	

支出の部

（単位：円）

項目	予算額	前年度予算額	比較増減(△)額	摘要
冷房機リース料	3,050,384	9,856,344	△6,805,960	月額821,362円×2ヶ月 (月額72,726+68,040円)×10ヶ月
冷房運転経費	2,500,000	2,500,000	0	電気・ガス使用料
維持管理費	1,200,000	300,000	900,000	定期点検、フィルター清掃等
積立金	14,000,000	7,500,000	6,500,000	次期機器更新時の工事費積立
予備費	831,082	709,356	121,726	
合計	21,581,466	20,865,700	715,766	

上記のとおり提案します。

令和 3年5月29日

埼玉県立坂戸高等学校 P T A会長

第6号議案

P T A 会則改定と地区編成の変更

1、P T A 会則の改訂「本部理事の選出」について

(1) P T A 会則抜粋（令和2年度版）

(3) 本部理事

各地区から隔年で、該当グループ内の各地区から1名以上選出することを原則とする（立候補はこれを拒まない）。会長、副会長とともに本部会を構成し、本会の活動に必要な事項につき、研究、立案審議する。

(2) 改定の経緯

現行の会則では、6地区（坂戸、東松山、鶴ヶ島・日高、毛呂山・越生、川越、南部）のうち、3地区から隔年で本部理事を1名ずつ選出している。令和2年度は、東松山、毛呂山・越生、川越地区から1名ずつ、令和3年度は坂戸、鶴ヶ島・日高、南部地区から1名ずつ選出している。

しかしながら、本部理事の人数が少なく、本部会の活動及び地区内の引き継ぎが困難な状況である。そこで、令和3年3月本部会にて、本部理事を増員する旨が提案された。

(3) 改定案

(3) 本部理事

各地区から毎年1名以上選出することを原則とする（立候補はこれを拒まない）。会長、副会長とともに本部会を構成し、本会の活動に必要な事項につき、研究、立案審議する。

*補足 改定案が議決された場合、令和4年度より実施する。

2、地区編成の変更について

本校のP T A 役員は、本部会、各種専門委員会と合わせて地区別理事会に所属している。現行の地区編成は、6地区（上記のとおり）に割り振られている。

「鶴ヶ島・日高地区」「毛呂山・越生地区」は、家庭数が少なく理事選出及び活動の引き継ぎが困難な状況である。そこで、以下のとおり地区編成の変更について提案する。

～ 地区編成に関する案 ～

「鶴ヶ島・日高地区」と「毛呂山・越生地区」を合併して6地区から5地区に変更する。
令和3年度は、移行期間とし、令和4年度から実施する。

*補足 P T A 会則に地区編成についての記載はされていない。

埼玉県立坂戸高等学校 P T A会則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は埼玉県立坂戸高等学校P T Aと称し、事務所を同校内に置く。

第2章 目的及び事業

第2条 本会は学校と家庭の協力により、本校教育の充実振興を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学校と家庭との連絡に関する事項
- (2) 教育上必要な調査、研究及び学校行事への協力に関する事項
- (3) 社会教育の向上、地方文化の振興に関する事項
- (4) 会員相互の修養、親睦を図るための事項
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事項

第3章 会 員

第4条 本会の会員は、本校生徒の保護者及び本校職員とする。

第4章 役 員

第5条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

会長は、本部理事の中から総会において選出する。会長は会を代表すると共に、会務を整理し、各種の会議を開きその議長となる。

(2) 副会長 若干名(教頭を含む。)

副会長は、本部理事の中から総会において選出する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれに代わる。また、本部理事とともに地区のとりまとめを行う。

(3) 本部理事

各地区から隔年で該当グループ内の各地区から1名以上選出することを原則とする(立候補はこれを拒まない)。会長、副会長とともに本部会を構成し、本会の活動に必要な事項につき、研究、立案審議する。

(4) 理事

各地区から選出する。理事会を構成し、本会の活動に必要な事項につき、研究、立案審議する。

(5) 監事 若干名

監事は理事会において会員の中から推薦し会計監査を行う。

(6) 幹事 若干名

幹事は会長が委嘱する。幹事は庶務会計の事務を処理する。

(7) 顧問 若干名

顧問は理事会において推薦する。顧問は会長の諮問に応える。

(8) 校内理事

校内理事は本校職員の中から別に選出する。

第6条 本部理事及び理事以外の役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。また、本部理事及び理事の任期は3年とする。

第5章 会議及び会務の処理

第7条 本会の会議は、総会、本部会、理事会、専門委員会及び地区会とする。

第8条 総会は年1回開き、必要に応じ臨時総会を開くことができる。総会は出席者の過半数をもって可決する。総会に付議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 会則の制定、改廃に関する事項
- (2) 予算、決算及び事業計画に関する事項
- (3) 理事の選出に関する事項
- (4) その他重要な事項

第9条 本部会はP T A会長・副会長・本部理事・各専門委員会長・後援会で組織され、理事会はP T A会長をはじめとする、全理事と後援会で組織される。両会は必要に応じ随時開催し、次の事項につき企画・審議する。

- (1) 総会に提出する原案の作成
- (2) 予算案、決算案及びその他の立案の認定
- (3) 委任事項の決定（役員を選出を含む。）
- (4) その他必要な事項についての研究、企画
- (5) 特に、本部会は対外的事業への対応、地区のとりまとめ、バザー企画・運営

第10条 地区会は、適宜に開催し、地区会員の連絡、提携、自主活動を行い本会の諸事業を積極的に推進する。

第6章 専門委員会

第11条 本会は、第3条の事業を円滑に推進するため、次の専門委員会を置き、各委員会は、本部役員及び各地区から選出された理事で構成する。

- (1) 広報委員会
- (2) 学年委員会
- (3) 生徒指導委員会
- (4) 進路指導委員会

第12条 各専門委員会の活動は、主に以下のとおりとする。

- (1) 広報委員会は、PTA・後援会の広報活動を行う。
- (2) 学年委員会は、3学年委員会と1・2学年委員会に構成し、該当学年生徒の望ましい自己実現を目指して必要な調査研究を行い、本校教育の充実に寄与する。
- (3) 生徒指導委員会は、生徒指導に関する事項について学校と協力し、生徒の健全育成に寄与する。
- (4) 進路指導委員会は、学校の進路指導に対する協力及び援助を行い、生徒の望ましい自己実現を目指して進路指導の充実に寄与する。

第13条 専門委員会についての細則は、理事会でこれを別に定める。

第7章 会計

第14条 本会の経費は、会費、その他の収入をもってこれに充てる。

第15条 会費は一家庭につき月額300円とする。ただし、授業料等の減免を受けている者は、会費を免除することができる。また、会員に特別の事由がある時は、会長は理事会の承認を得て、会費等を免除することができる。職員の会費は、月額250円とする。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第17条 本会は次の諸帳簿類を備える。

- (1) 収入、支出簿
- (2) 記録
- (3) その他必要な書類

附 則

第18条 本校PTA地区は別に定める。

第19条 本会則は、昭和46年4月9日から施行する。

- | | | | |
|------------|-------|--------|------------------|
| (1) 昭和52年 | 5月30日 | 一部改正 | |
| (2) 昭和54年 | 5月17日 | 一部改正 | |
| (3) 昭和55年 | 5月 1日 | 一部改正 | |
| (4) 昭和56年 | 5月19日 | 一部改正 | |
| (5) 昭和59年 | 5月18日 | 一部改正 | |
| (6) 平成 2年 | 5月19日 | 一部改正 | |
| (7) 平成 4年 | 5月16日 | 一部改正 | |
| (8) 平成 5年 | 5月22日 | 改正会則は、 | 平成6年度入学生から適用する。 |
| (9) 平成16年 | 5月17日 | 一部改正 | |
| (10) 平成17年 | 5月15日 | 一部改正 | 平成17年4月1日から適用する。 |
| (11) 平成20年 | 5月31日 | 一部改正 | 平成20年4月1日から適用する。 |
| (12) 平成21年 | 5月30日 | 一部改正 | 平成21年4月1日から適用する。 |
| (13) 平成22年 | 5月29日 | 一部改正 | 平成22年4月1日から適用する。 |
| (14) 平成28年 | 5月28日 | 一部改正 | 平成28年4月1日から適用する。 |
| (15) 平成29年 | 5月27日 | 一部改正 | 平成29年4月1日から適用する。 |

埼玉県立坂戸高等学校PTA専門委員会細則

- 1 PTA会則第13条に基づき、細則を次のとおり定める。

第1章 広報委員会

- 2 広報委員会は、PTAだよりの発行、その他必要な広報活動を行う。
- 3 広報委員会は、各地区1名以上の理事で構成し、委員長は委員の互選による。委員長は、会議を召集し、その議長となる。

第2章 学年委員会

- 4 学年委員会は、該当学年の生徒に関する諸問題及び学年行事、その他必要事項について話し合い理解を深める。
- 5 学年委員会は、各地区・各学年1名以上の理事で構成し、委員長は委員の互選による。委員長は、会議を召集しその議長となる。

第3章 生徒指導委員会

- 6 生徒指導委員会は、生徒指導上の諸問題、その他必要事項について話し合い理解を深める。
- 7 生徒指導委員会は、各地区1名以上の理事で構成し、委員長は委員の互選による。委員長は、会議を召集し、その議長となる。

第4章 進路指導委員会

- 8 進路指導委員会は、生徒の進路についての諸問題、その他必要事項について話し合い理解を深める。
- 9 進路指導委員会は、各地区1名以上の理事で構成し、委員長は委員の互選による。委員長は、会議を召集し、その議長となる。

附 則

- 1 この細則は、昭和57年5月19日から実施する。
- 2 一部改正 平成 2月5月19日
- 3 一部改正 平成 9年5月17日
- 4 一部改正 平成28年5月28日
- 5 一部改正 平成29年5月27日

埼玉県立坂戸高等学校後援会会則

第1章 名称と事務所

第1条 本会は埼玉県立坂戸高等学校後援会と称し、事務所を同校内に置く。

第2章 目的と事業

第2条 本会は埼玉県立坂戸高等学校の教育の充実、振興に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 生徒奨学に対する協力
- (2) その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会 員

第4条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 会員は本校生徒の保護者とする。
- (2) 特別会員は本会の趣旨に賛同する者で、総会の承認を得た者とする。

第4章 役 員

第5条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 若干名 (3) 理事 若干名
- (4) 監事 若干名 (5) 幹事 若干名 (6) 顧問 若干名

第6条 本会役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を整理し、各種の会議を開き、その議長となる。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は理事会において予算案の審議、各種事業の企画等について協議する。
- (4) 幹事は常時学校と連絡をし、会務を処理する。
- (5) 監事は本会の会計を監査する。
- (6) 顧問は会長の諮問に応える。

第7条 本会の役員選出方法は次のとおりとする。

- (1) 副会長は、総会においてPTA会長を含む若干名を選出する。会長は、副会長による互選で選出し、PTA会長を兼ねないものとし、総会に報告するものとする。
- (2) 幹事は、会長が委嘱する。ただし、PTA幹事が兼ねるものとする。
- (3) 監事は、理事会において会員の中から推薦する。ただし、PTA監事が兼ねるものとする。
- (4) 顧問は、理事会において推薦する。

第8条 本会役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 会 議

第9条 本会に総会及び理事会を設ける。

第10条 総会は毎年1回開催し、予算、決算その他の議案について議決する。ただし、議案は、総会出席会員の過半数をもって可決する。必要に応じ臨時総会を開くことができる。

第11条 理事会は必要に応じ随時開催して事業の執行について協議する。

第6章 会 計

第12条 本会の経費は会費、その他の収入をもってこれに充てる。

第13条 会員は、生徒一人当たり月額1,900円とする。ただし、授業料等の減免を受けている者は、会費を免除することができる。また、会長は理事会の承認を得て、会費等を減免することができる。

2 前2項の規定にかかわらず、特別会員の会費は、徴収しない。

第14条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 附 則

第15条 本会は次の帳簿類を備える。

- (1) 収入簿 (2) 支出簿 (3) 記録簿 (4) 証票書類

第16条 本会に事務処理のため有給書記を置くことができる。

第17条 本会則は昭和46年4月30日から施行する。

- (1) 昭和49年 4月 1日 一部改正
- (2) 昭和52年 5月30日 一部改正
- (3) 昭和55年 5月 1日 一部改正
- (4) 昭和56年 5月19日 一部改正
- (5) 昭和59年 5月18日 一部改正
- (6) 平成 5年 5月22日 改正会則は、平成6年度入学生から適用する。
- (7) 平成 7年 5月20日 一部改正
- (8) 平成 8年 5月18日 施設拡充期成会解散に伴い、一部改正、平成9年度から適用する。
- (9) 平成17年 5月15日 一部改正 平成17年4月1日から適用する。
- (10) 平成20年5月31日 一部改正 平成20年4月1日から適用する。
- (11) 平成22年5月29日 一部改正 平成22年4月1日から適用する。
- (12) 平成29年5月27日 一部改正 平成29年4月1日から適用する。

P T A ・ 後援会会計規程

- 第1条 この規程は、埼玉県立坂戸高等学校P T A後援会の会計に関し必要な事項を定める ことを目的とする。
- 第2条 会長は本会の会計につき責任を負う。
- 第3条 本会の経理は総会で議決された予算に基づいて行わなければならない。
- 第4条 会長はP T A、後援会のそれぞれの総会の承認を得て、予算執行の権限の全部又は 一部を校長に委任することができる。
- 第5条 本会の会計事務を処理するため会計幹事を置く。会計幹事は会長が委嘱する。会計 幹事に学校職員を充てようとするときは、あらかじめ校長の承認を得て、会長がこれを委嘱し、予算執行事務及び現金出納事務を担当する。
- 第6条 予算執行事務は、歳入の調定、支出伺の作成その他予算の執行とし、現金出納事務 は歳入調定書、支出伺に基づく現金の出納、資金の保管及び帳簿その他証券類の整理保存を含むものとする。
- 第7条 本会に次の帳簿を備える。
(1) 予算書 (2) 現金出納簿 (3) 備品出納簿 (4) 図書台帳 (5) 会計徴収簿
- 第8条 会計幹事(現金出納事務担当者)は会費の納入を受けたときは、その都度関係帳簿 に記帳整理し、領収書を相手方に交付しなければならない。会費以外の現金の出納に当たっては、あらかじめ会長の承認を受けるものとし、その収納手続きは前項と同様とする。
- 第9条 会計幹事(現金出納事務担当者)はその収納した現金を即日または翌日指定された 金融機関に預入しなければならない。ただし、その現金が少額の場合は取りまとめて払い込むことができる。
- 第10条 預金通帳の名義は会長とする。ただし、会長の承認を得て校長とすることができる。
- 第11条 会長は現金出納簿と預金通帳を毎月1回検閲しなければならない。ただし、校長が代行することができる。
2 前項の検閲を終了したときは現金出納簿に捺印するものとする。
3 学校職員を会計幹事に充てる場合には、事務長は毎月1回以上帳簿の検閲を行うものとする。
- 第12条 会計幹事(現金出納事務担当者)は支払いに当たっては、支出伺に基づいて債務を確認した上、正当な請求により現金を支払い必ず領収書を徴しなければならない。ただし、口座振替等の方法により支払った債務については、銀行等の領収書をもって替えることができる。
- 第13条 会長は、年1回以上会計監査を受けなければならない。ただし、会計監査の求めがあった場合は随時監査を受けるものとする。

附 則

- 第14条 本規程は、昭和46年4月9日から施行する。ただし、後援会は4月30日から施行する。
昭和59年5月18日 一部改正

埼玉県立坂戸高等学校P T A慶弔規程

		項 目	金 額
弔 事	死 亡	1 生徒	20,000円及び花環
		2 生徒の両親又は保護者	20,000円及び花環
		3 職員	20,000円及び花環
		4 職員の配偶者	10,000円及び花環
		5 職員の一親等	10,000円及び花環
			そ の 他

平成18年4月1日から施行する。

埼玉県立坂戸高等学校後援会大会派遣費支出規程

第1条 この規程は生徒の対外試合及びこれに準ずる文化的諸行事で、関東大会以上の公式大会に参加するために要する経費の支出基準を定めることを目的とする。

第2条 対象となる人員は、エントリー人数及び補助員とする。

第3条 経費補助の範囲は次のとおりとする。

(1) 一大会参加に必要な最少日数について、参加費・登録費・保険料等の所定の納入金、交通費（機材運搬費を含む）、宿泊費、激励費とする。

(2) 上記の金額の支出については、その都度審議する。

第4条 高体連・高文連以外の団体主催の場合は、その都度審議する。

第5条 請求手続きは所定の申込用紙に必要事項を記入し、校長に請求する。

第6条 この規程は平成12年5月19日から実施する。

附則

冷房費会計及び使用期間等について

1 冷房費会計の収入は次のとおりとする。

(1) 冷房費は、生徒1人当たり月額1,000円とし、授業料等の引き落としと合わせて徴収する。なお、授業料等の減免を受けている者は、会費を免除することができる。

(2) ただし、今後エネルギー単価が大幅に変動した場合は、冷房費の見直しをする。

(3) 設計監理費及び設置工事費の財源は、PTA会計及び後援会会計からの繰入金をもってこれに充てる。

2 冷房費会計の支出は次のとおりとする。

(1) 冷房機器リース料

(2) 冷房運転経費

(3) 維持管理費

(4) 設計監理費

(5) 設置工事費

3 冷房の使用期間等について

原則として、6月1日から9月30日までとする。ただし、校長が必要と認めるときは上記以外の期間においても使用することができる。

平成20年5月31日 施行

平成27年5月23日 一部改正 平成27年4月1日から適用する。